

## 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域等の 見直し状況と本県等の取組み

H24.8 熊本県危機管理防災課

### 1 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域等の見直し状況

#### (1) 原子力防災指針の見直し

福島第一原子力発電所事故を受けて、原子力防災指針の見直し検討を行ってきた原子力安全委員会は、今年3月、同指針の見直しに関する考え方の中とりまとめを行った。( [参考資料2](#) )

その中で、「防災対策を重点的に充実すべき地域」については、現行のEPZ(原発から概ね10km)に代えて、新たに次の2つの区域を設けることが示された。

区分	範囲	対策
予防的防護措置準備区域 (PAZ)	概ね5km	放射性物質の環境への放出前の避難等を準備
緊急時防護措置準備区域 (UPZ)	概ね30km	避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備

#### 本県の位置づけ

本県の一部地域(水俣市、天草市、芦北町及び津奈木町：関係4市町)が、今後、国において具体的な対応を検討していく、次の地域に該当。

区分	範囲	対策
プルーム通過時被ばく防護措置実施地域 (PPA)	概ね50kmを参考	屋内退避を中心とした防護措置を実施

#### (2) 法定化の動向

6月27日に、「原子力災害対策特別措置法」の改正を含む「原子力規制委員会設置法」が公布(3月以内の政令で定める日に施行)され、今後、政令等によりUPZ内自治体の権限、原子力災害対策指針が規定される予定。( [参考資料3、4](#) )

UPZ内自治体(所在県・市町村及びUPZ内県)の権限

- ・原子力事業者防災業務計画の作成等(§7)      協議先
- ・原子力災害事象発生時の通報(§10)      通報先
- ・原子力事業者からの報告徴収(§31)      権限付与
- ・原子力発電所への立入検査(§32)      権限付与

## 原子力災害対策指針

原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を図るため、原子力規制委員会が次の事項について定める指針（現行の原子力防災指針に代わるもの）

- ・原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
- ・原子力災害対策の実施体制に関する事項
- ・原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項 等

## 2 本県の取組み

### （１）熊本県原子力災害対策計画の策定

福島第一原子力発電所事故を教訓に、九州内に所在する原子力発電所の事故等を想定して、5月23日の県防災会議において、県地域防災計画に県原子力災害対策計画を新設。

県原子力災害対策計画の策定を受けて、関係4市町をはじめ、県内のいくつかの市町村でも市町村原子力災害対策計画を策定。

### （２）九州電力との「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」の締結

県原子力災害対策計画に基づく原子力防災体制整備の第一歩として、川内原子力発電所の事故等に関して、迅速に情報収集・連絡を行う体制を整備するため、7月6日に、九州電力と「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」を締結。

この覚書締結で、川内原子力発電所の災害発生時に、九州電力から第一報を確実に入手できる体制を整備。（[参考資料5](#)）

## 3 鹿児島県の取組み

### （１）鹿児島県原子力災害対策暫定計画の策定

国の見直し等を踏まえた鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編の見直しまでの間の暫定計画として、昨年12月に、鹿児島県原子力災害対策暫定計画を策定。

この暫定計画では、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を、川内原子力発電所から概ね20kmに暫定的に見直し、20km圏外への住民の広域避難や環境放射線モニタリング体制の強化、防災資機材の整備等を規定。

また、広域的連携体制として、本県及び宮崎県との緊密な連携を規定。

### （２）原子力安全対策課の設置

原子力防災対策及び安全対策の更なる充実・強化を図るため、平成24年度組織改正において原子力安全対策課を設置。

### （３）平成24年度鹿児島県原子力防災訓練の実施

鹿児島県原子力災害対策暫定計画等に基づく住民の広域避難等の防災訓練を、8月11日に実施。

訓練メニューの一つとして、本県を含む関係機関への緊急時通信連絡訓練を実施。

（[参考資料6](#)）